

## ▼広報みやしろについて

広報みやしろ（令和2年5月号）は、新型コロナウイルスに関する国の緊急事態宣言等を考慮し、例月の自治会等を通じてお願いしていた配布方法を変更し、郵送や町職員により全戸配布しています。

## ▼最新のお知らせ

広報みやしろ（令和2年5月号）は、令和2年4月20日時点の情報です。当かわら版は、その後の決定をまとめてお知らせする最新情報となります。

### 公共施設休館等の延長 ～5月末まで～

町では緊急事態宣言の延長等の有無に関わらず、感染症の拡大状況を踏まえ、公共施設の利用などを下記のとおりとしました。皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

【公共施設、町主催イベント】5月31日まで全面休館、全面休止

【小・中学校】5月31日まで臨時休業

最新の情報は、町公式ホームページ、テレビ埼玉（データ放送）等をご覧ください。



**STAY HOME**  
ウチで過ごそう

いのちを守る  
**STAY HOME 週間**

**STAY HOME, SAVE LIVES**

**4/25~5/6**

※上記期間、進修館の四季の丘、新しい村の森のカフェ・芝生広場での飲食やシート・テントの設置をお断りしています。（森の市場「結」は営業しています）

## 特別定額給付金について ～一人につき10万円の給付～

宮代町における特別定額給付金の申請手続きは5月の中旬以降に各世帯に郵送にて申請書を送付できるよう準備を進めています。

また、マイナンバーを活用したオンライン申請については令和2年5月1日よりマイナポータル上で行うことができます。

【問】産業観光課 特別定額給付金担当（内661.662）

### ✓ 特別定額給付金の概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、令和2年4月27日において、町の住民基本台帳に記録されている方、1人につき10万円が支給されます。

### ✓ 申請の方法

#### ① 郵送による申請

5月中旬に世帯主様宛てに申請書を郵送します。必要事項を記入し返信用封筒にてご返送ください。申請受付の約2週間後に指定の口座にお振込みします。

#### ② オンライン申請（マイナンバーカードの活用）

令和2年5月1日からマイナポータルにて振込先口座を入力、確認書類をアップロードし申請することができます。

詳しくは、町ホームページか後日送付する申請書類で確認してください。

### 【申請の受付期間】

申請書が届いた日から **令和2年8月15日** 到着分まで

※受付期間を過ぎた申請はお受けできませんのでご注意ください※

## DV・虐待相談窓口 ～ひとりで悩みを抱えていませんか？～

- 内閣府DV相談ナビ+（プラス） 24時間受付  
（電）0120-279-889 （URL）<https://soudanplus.jp/> ※メール相談あり
- 児童相談所虐待対応ダイヤル（電）189
- 総務課人権推進室（電）0480-34-1111（内線210）  
子育て支援課こども笑顔担当（電）0480-34-1111（内線361）  
8時30分～17時15分（祝日を除く月～金曜日）